

医政産企発0930第1号
令和8年9月30日

日本製薬団体連合会会長 殿

厚生労働省医政局医薬産業振興企画課長
(公 印 省 略)

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令等の一部を改正する政令の
公布について

今般、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令等の一部を改正する政令（令和8年政令第309号。以下「改正政令」という。）について、別添1のとおり、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所理事長宛てに通知しましたので、御了知のほどお願いいたします。

医産発 0930 第 1 号
科発 0930 第 1 号
令和 8 年 9 月 30 日

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所理事長 殿

厚生労働省大臣官房
医薬産業振興審議官
(公 印 省 略)

厚生労働省大臣官房厚生科学課長
(公 印 省 略)

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令等の一部を改正する政令の
公布について

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令等の一部を改正する政令
(令和 8 年政令第 309 号。以下「改正政令」という。)については、令和 8 年 9 月 30
日に、別添のとおり公布されたところです。

改正政令の主な内容については下記のとおりですので、御了知の上、それぞれの
事項について、適切に対応方御配慮いただきますようお願いいたします。

記

I 改正の趣旨

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一
部を改正する法律(令和 7 年法律第 37 号)による改正後の国立研究開発法人医
薬基盤・健康・栄養研究所法(平成 16 年法律第 135 号。以下「新基盤研法」と
いう。)附則第 17 条第 1 項第 1 号等の規定に基づき、国立研究開発法人医薬基
盤・健康・栄養研究所法施行令(平成 16 年政令第 356 号。以下「基盤研令」と
いう。)等における関係規定の整備を行うもの。

II 改正の主な内容

1 基盤研令の一部改正

新基盤研法附則第 17 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「基盤研」という。）による同号に基づく支援の対象となる事業として、革新的な医薬品等の実用化に取り組む者に対して、

- ・ 国内外における革新的な医薬品等の実用化に必要な事業活動に関する情報の提供、相談及び助言
- ・ 当該事業活動に係る資金調達に関する情報の提供、相談及び助言
- ・ 当該事業活動に要する資金の提供

を行う事業を定めること。

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「補助金適正化法施行令」という。）の一部改正

補助金適正化法施行令第 1 条第 2 項に規定する補助実施法人として交付する補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。）第 2 条第 1 項に規定する補助金等をいう。）として、基盤研が新基盤研法附則第 17 条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項第 1 号の規定により交付する資金を追加すること。

3 個人情報保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下「個人情報法施行令」という。）の一部改正

個人情報法施行令第 19 条第 1 項第 1 号において定める、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 1 項の規定による保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないこととされている業務に、基盤研が新基盤研法附則第 22 条及び附則第 29 条において準用する補助金適正化法の規定に基づき行う業務を追加すること。

III 施行期日

この政令は、公布の日（令和 8 年 9 月 30 日）から施行すること。

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和八年九月三十日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第三百九号

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）附則第十七条第一項第一号並びに同法附則第二十二條及び第二十九條において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第十八条第三項、第二十六条第一項及び第二十八条並びに個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十六条第二項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

(国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令の一部改正)

第一条 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令(平成十六年政令第三百五十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条の次に次の一条を加える。

(法附則第十七条第一項第一号の政令で定める事業)

第十四条の二 法附則第十七条第一項第一号の政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 法附則第十七条第一項第一号に規定する革新的な医薬品等の国内外における実用化に必要な事業活動に関する情報の提供、相談及び助言を行う事業

二 前号に規定する事業活動に要する資金の調達に関する情報の提供、相談及び助言を行う事業

三 前号に規定する資金の提供を行う事業

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正)

第二条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

別表国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法(平成十六年法律第百三十五号)第十六条の項中「第十六条」の下に「並びに附則第二十二条及び第二十九条」を加える。

(個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正)

第三条 個人情報の保護に関する法律施行令(平成十五年政令第五百七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第一号中「第十六条」の下に「若しくは附則第二十二条若しくは第二十九条」を加える。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 高市 早苗
財務大臣 片山さつき
厚生労働大臣 上野賢一郎